

大阪府営千里佐竹台住宅（2丁目）民活プロジェクト

落札者決定基準

(修正版)

平成19年6月22日

大阪府

— 目 次 —

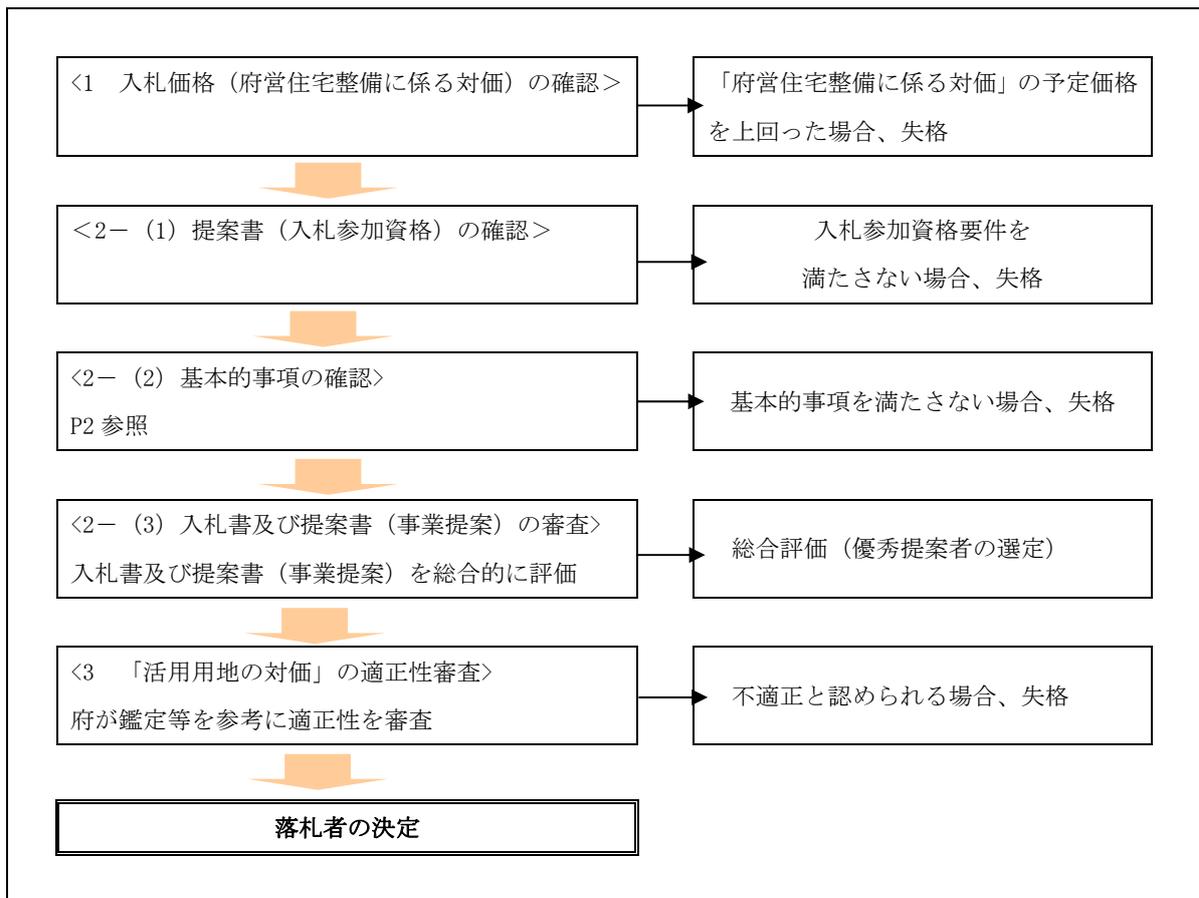
第 1 落札者決定の概要	1
1 落札者の決定方法	1
第 2 落札者決定基準	2
1 入札価格（府営住宅整備に係る対価）の確認	2
2 入札書及び提案書の審査	2
(1) 提案書（入札参加資格）の確認	2
(2) 基本的事項の確認	2
(3) 入札書及び提案書（事業提案）の審査	3
(4) プレゼンテーション等	5
3 「活用用地の対価」の適正性審査	5

第1 落札者決定の概要

1 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき総合評価一般競争入札により、入札参加者が提出する入札書及び提案書（入札参加資格及び事業提案）（以下「入札書等」という。）について、本「落札者決定基準」に基づき行う審査の結果を踏まえ、落札者を決定する。

－ 落札者決定までの審査プロセス －



第2 落札者決定基準

1 入札価格（府営住宅整備に係る対価）の確認

府は、入札書に記載された「府営住宅整備に係る対価」について、予定価格 7,209,532 千円（消費税及び地方消費税を除く）以下で提案されていることを確認する。これを上回る価格の提案は失格とする。

なお、全入札参加者が失格となった場合、その場での再度入札（2回目）は行わない。

2 入札書及び提案書の審査

（1）提案書（入札参加資格）の確認

提案書（入札参加資格）について、入札参加者の備えるべき参加資格要件に規定する事項の審査を行う。参加資格等に不適合があるものは失格とする。

（2）基本的事項の確認

提案書（事業提案）について、基本的事項の確認を行う。この基本的事項を満足していない者は、失格とする。基本的事項の確認項目は以下の通りとする。

基本的事項		審査内容
法令の遵守		・ 建築基準法その他本事業に関連する法令等を遵守していること。
府 営 住 宅	住棟	・ 建替住宅は地上10階建て以下として計画されていること。
	住戸	・ 第一工区 285 戸、第二工区 220 戸とし、合計 505 戸が確保され、所要の住戸構成及び面積配分がなされていること。 ・ 住戸の主たる開口部が冬至日において、原則として 3 時間以上の日照を受ける計画となっていること。
	集会所	・ 第一工区に設置され、所要の諸室と面積が確保されていること。 ・ 第一工区、第二工区の建替住宅の入居者及び周辺地域の人達の利用にも配慮されていること。
	巡回管理員室	・ 所要の面積が確保され、集会所に併設、又はエレベーターホール付近に配置されていること。
	駐車場	・ 建替住宅の完成時は戸数の 70%（第一工区 285 戸×0.7≒200 台、第二工区 220 戸×0.7=154 台）が平面式駐車場もしくは自走式立体駐車場で確保されていること。 ・ 将来、戸数の 100%の駐車が可能スペース（機械式駐車場でも可能）が確保されていること。 ・ 車椅子利用者用駐車場については平面式駐車場もしくは自走式立体駐車場の 1 階に配置されていること。

	自転車置場	<ul style="list-style-type: none"> 住戸数の200%（第一工区 285戸×2=570台、第二工区 220戸×2=440台）以上の屋根付駐輪場が計画されていること（建替住宅の1階部分でも可）。 サイクルラックが使用されていないこと。
	ごみ置場	<ul style="list-style-type: none"> 住棟と別棟とされていること。
	児童遊園（プレイロット）	<ul style="list-style-type: none"> 府営住宅の用地内に用地面積の3%以上が確保されていること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 緑化率（緑化面積÷敷地面積×100）30%以上が確保されていること。
	緑化の保全	<ul style="list-style-type: none"> 所定の「斜面緑地」「メタセコイア」が出来る限り残されていること。
	歩行者通路	<ul style="list-style-type: none"> 第一工区府営住宅整備用地と活用用地の間には、府営住宅整備用地側に幅員2m以上の歩道を整備すること。 指定の歩行者動線に即して、第一工区と第二工区をつなぐ斜路やブリッジ等により、幅員2m以上の歩行者通路が整備されていること。 整備に際しては、高齢者等の歩行に配慮されていること。
	実現可能性等	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容が、要求水準書に示す性能・仕様、又は同水準以上の性能・仕様であること。 提示された施設整備計画が、明らかに実現不可能なものではないこと。
活用用地	施設用途	<ul style="list-style-type: none"> 提案される民間施設等が、周辺環境に対し著しく不適切なものでないこと。 高さが45m以下となっていること。 吹田市の「千里ニュータウンのまちづくり指針」、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の基準を満たしていること。 自動車の出入り口が「移管予定道路」に面していること。
	実現可能性等	<ul style="list-style-type: none"> 提案された民間施設等の計画が、明らかに実現不可能なものではないこと。
	府営住宅の整備の工期	<ul style="list-style-type: none"> 事業工程表において、第一工区の建替住宅の所有権移転を平成22年8月末までに予定されていること。 事業工程表において、第二工区の建替住宅の所有権移転を平成24年9月末までに予定されていること。
	事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達金額が適切に設定されていること。 資金調達先が明確に提案されていること。

（3）入札書及び提案書（事業提案）の審査

入札書及び提案書（事業提案）の審査は、審査委員会において、「府営住宅整備に係る対価」や「活用用地の対価」に関する定量的事項と、府営住宅や活用用地の計画等に関する定性的事項について総合的に評価を行う方法とする。

配点は定量的事項 50 点、定性的事項 50 点の計 100 点満点とする。

ア. 定量的事項（配点 50 点）

定量的事項の得点は、入札参加者が入札する「府営住宅整備に係る対価（消費税及び地方消費税を含む）」から「活用用地の対価」を減じた「府の負担額」を用いて算定する。

その算定式は、「府が設定した府営住宅整備に係る対価」（予定価格 7,209,532 千円×1.05）から

「府が設定した活用用地の対価」（1,120,000 千円（※1））を減じて得られる「府の予定負担額」（6,450,008 千円（※2））の場合を 0 点、府の負担額が最も小さい場合を 50 点となるようにし、この算定結果をもって定量的事項の得点とする。なお、得点は小数点第 3 位を四捨五入して求めるものとし、0 点を下回った場合は 0 点とする。

[算定式]

$$\text{定量的事項の得点} = 50 \text{ 点} \times \frac{6,450,008 \text{ 千円 (府の予定負担額)} - \text{提案された府の負担額}}{6,450,008 \text{ 千円 (府の予定負担額)} - \text{提案されたうち最低の府の負担額}}$$

(※1) 「府が設定した活用用地の対価」は、府が設定した用地の面積及び土地単価を用い、次式により算定した。

ただし、用地の面積、土地単価及びこれらに乗じて得られた対価の数値は、入札参加者が提案する「活用用地の対価」の基準、或いは、「3 活用用地の対価の適正性審査」で規定する府の適正性の審査に用いる基準となるものではない。

$$\text{面積 } 5,600 \text{ m}^2 \times \text{土地単価 } 200 \text{ 千円/m}^2 = \text{用地の対価 } 1,120,000 \text{ 千円}$$

(※2) 府の予定負担額 = 「府が設定した府営住宅整備に係る対価」 - 「府が設定した活用用地の対価」

イ. 定性的事項 (50 点満点)

定性的事項の得点は、次の方法で求める。

- ① まず、各委員が事業提案を審査し、P6「定性的事項審査項目及び配点一覧」に示す審査項目別に、次の 5 つの区分で評価を行い、その評価に対応する係数を各審査項目の配点に乘じ、それらを合計し各委員の点数を求める。
- ② 次に各提案別に各委員の点数の平均値（以下「暫定点」という。）を算出し、それを次式に代入して各提案の定性的事項の得点を算出する。なお、暫定点及び得点は少数第 3 位を四捨五入して求めるものとする。

[算定式]

$$\text{定性的事項の得点} = 50 \text{ 点} \times \frac{\text{各提案の暫定点}}{\text{提案の最高の暫定点}}$$

[評価区分]	係数
A 内容が特に優れている	1.0
B 内容が優れている	0.75
C 内容が普通である	0.50
D 内容がやや劣っている	0.25
E 内容が劣っている	0

ウ. 定量的事項と定性的事項の合計

上記ア、イで求めた定量的事項の得点（50点満点）と定性的事項の得点（50点満点）を合計したものを、その入札参加者の得点とし、この得点をもって審査委員会の審査結果とする。

$$\begin{array}{l} \text{総合評点} = \text{定量点} + \text{定性点} \\ 100 \text{ 点} = 50 \text{ 点} + 50 \text{ 点} \end{array}$$

（４）プレゼンテーション等

審査にあたっては、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングなど、審査委員会への提案内容の説明を求める場合がある。入札参加者数が多数の場合は、審査過程の中で数者に限定する。

なお、詳細については、入札参加者に対して通知するものとする。

３ 「活用用地の対価」の適正性審査

入札参加者が提案する「活用用地の対価」について、「１ 入札価格（府営住宅整備に係る対価）の審査」及び「２ 入札書及び提案書の審査」とは別に、府が行う鑑定等を参考に算定した価格に基づき、「活用用地の対価」が適正かどうかを審査する。この審査で不適正と認められる場合は、失格とする。

【定性的事項審査項目及び配点一覧】

- ・関係法令等の遵守については条件とされており、評価の対象とはしない。

審査項目		審査の視点	配点			
全体計画	府営住宅と活用用地の相互連携、及び当該開発と周辺地域との相互連携	<ul style="list-style-type: none"> ・府営住宅及び活用用地の開発が、計画上相互に連携されたものになっているか。 ・当該開発と周辺地域の土地利用が、計画上相互に連携されたものになっているか。 ・オープンスペースを適切に配置するなど、府営住宅の居住者、活用用地の居住者等及び周辺地域の居住者等との相互のコミュニティ形成に配慮されているか。 	6			
	地域の景観形成への寄与	景観計画や建物デザイン、緑化計画等が地域の景観形成に寄与しているか。	4			
	環境への配慮	環境負荷軽減や省エネルギーの工夫などを行うことにより、環境への配慮がなされているか。				
	近隣の配慮	<table border="1"> <tr> <td>施設計画等</td> <td>建物計画について近隣にどのような配慮がなされているか。</td> </tr> <tr> <td>施工計画</td> <td>建物等の施工計画について近隣にどのような配慮がなされているか。</td> </tr> </table>	施設計画等	建物計画について近隣にどのような配慮がなされているか。	施工計画	建物等の施工計画について近隣にどのような配慮がなされているか。
施設計画等	建物計画について近隣にどのような配慮がなされているか。					
施工計画	建物等の施工計画について近隣にどのような配慮がなされているか。					
12						
建替住宅	施設計画	配置・動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性と安全性を確保した適切な配置計画になっているか。 ・プライバシーや騒音、日照条件の問題に適切な措置が計画されているか。 	4		
		安全性	防犯、防災に配慮されているか。高齢者等に配慮されているか。	2		
	緑地等確保	地域に溶け込んだ豊かな植栽計画となっているか。	2			
	管理面への配慮	清掃、補修等が容易であり、維持管理コスト削減への配慮がなされているか。	3			
11						
活用用地	計画	施設用途	施設の用途が、若年層の居住に配慮した良質な住宅や地域の活性化につながる施設となっているか。	4		
		まちづくりへの寄与	子育て支援関連施設や高齢者生活関連施設の提案など、千里ニュータウンのまちづくりに寄与する提案がなされているか。	4		
	緑地等確保	地域に溶け込んだ豊かな植栽計画となっているか。	2			
10						
事業実施体制	事業実施体制		事業を円滑に実施するための体制及び資金調達計画の提案がなされているか。	2		
			中小企業等との協力体制が図られているか。 (※1)	4		
	入居者移転支援	実施計画	高齢者等に配慮したスムーズな仮移転等の業務の実施に向けた提案や、入居者の負担軽減を考慮した引越し業務の提案がなされているか。	6		
		実施体制	人員など、高齢者等に配慮したスムーズな仮移転等の業務や引越し業務の実施に向けた体制となっているか。			
12						
総合評価	提案内容の総合評価及び入札参加者の社会貢献	提案内容について総合的な観点から見て優れているか。 入札参加者が企業活動としていかに社会貢献しているか（地域のまちづくりへの貢献 (※2)、環境保全、障害者雇用 等）	5			
5						
50						

(※1) 建設企業に中小企業等（経営事項審査の総合評点（建築一式工事）が、1,050 点以上 1,269 点以下の企業）が含まれているか。

中小企業等が 1 社含まれているとき・・・ 3 点

中小企業等が 2 社以上含まれているとき・・・ 4 点

(※2) 地域のまちづくりへの貢献は、大阪府住まいづくり・まちづくり協力員制度に基づく「協力員」として登録している場合なども含まれる。